

東京都安全・安心まちづくりについての報告書

平成 1 5 年 3 月

東京都安全・安心まちづくり有識者懇談会

東京都安全・安心まちづくり有識者懇談会

座長	成田 頼明	横浜国立大学名誉教授 日本エネルギー法研究所理事長
委員	上村 弘明	(財)東京防犯協会連合会専務理事
	小出 治	東京大学教授
	小宮 信夫	立正大学文学部社会学科助教授
	小山 洋子	(社)東京都小学校PTA協議会会長 語り部、TVキャスター
	平野 啓子	東京都立大学教授
	前田 雅英	

(50音順)

開催状況

第一回懇談会 平成14年12月18日(水)

第二回懇談会 平成15年 1月31日(金)

第三回懇談会 平成15年 2月26日(水)

はじめに

これまで、我が国においては、諸外国と比較して犯罪発生率が低く、安全で良好な社会秩序が保たれていた。特に東京は、世界の大都市の中でも他に例を見ないほど、安全な都市として世界から注目され、その治安水準は都民の誇りであった。しかしながら、住民の連帯意識の希薄化、規範意識の低下、国際犯罪組織の進出などの社会をとりまく状況の変化に伴い、東京都内における犯罪の認知件数は増加の一途をたどり、都民生活に重大な影響を及ぼしかねない事態に至っている。また、犯罪の傾向も国際化、組織化、巧妙化が顕著で、警察による捜査や未然防止活動も困難の度合いを強めている。

こうした状況の中で、昨年12月、都民が安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するために必要な方策を検討するため、各界の専門家の参加を得て本懇談会が設置された。

懇談会では、3回にわたり、積極的な議論を重ねてきた結果、「体感治安」を回復し、都民が安全で安心して暮らせることを実現するためには、警察のみならず、東京都、区市町村、事業者、ボランティア、さらにはすべての都民が一体となって、自主的な防犯活動の推進や犯罪防止に配慮した環境の実現など、犯罪のないまちづくりに関する取組を展開することが不可欠であるとの認識に至った。そこで、今回、いくつかの取組事項を緊急になすべきものとして、本報告書を取りまとめたところであるが、今後、「犯罪に強いまち東京」の在り方については、各界で議論をより一層深めていただくことを期待している。

都民一人ひとりが「安全・安心まちづくり」のためにたゆまぬ努力を行い、安全で安心して暮らせるまちを将来の世代に引き継ぐことができるよう、この報告書の趣旨を踏まえ、早急に必要な取組を進められんことを強く念願する。

平成15年3月

東京都安全・安心まちづくり有識者懇談会

座長 成田 頼明

報 告 書 目 次

第 1 犯罪の増加と「体感治安」の低下

- 1 東京都の犯罪情勢
- 2 不安感の増大

第 2 犯罪多発の背景にあるもの

- 1 地域社会の一体感・連帯意識の希薄化
- 2 遵法意識・遵法精神の低下
- 3 ライフスタイルの変化に伴う自己中心主義の風潮
- 4 犯罪の実行を容易にする社会環境の出現
- 5 少年非行の深刻化
- 6 来日不良外国人の暗躍
- 7 長引く不況による経済情勢の悪化

第 3 これまでの取組と今後の課題

第 4 安全・安心まちづくりによる犯罪に強い都市東京の実現

- 1 基本的方向性 = 安全・安心まちづくりの推進
- 2 取り組むべき事項
- 3 留意すべき視点

第 5 犯罪に立ち向かう都市東京

第 6 安全・安心まちづくりの条例の制定

- 1 東京都における条例の必要性
- 2 条例に盛り込むべき事項
- 3 その他

第1 犯罪の増加と「体感治安」の低下

最近の東京都の犯罪情勢を見ると、刑法犯の認知件数（交通関係の業務上過失致死傷罪を除く。以下同じ）が戦後最悪を更新し続け、平成14年は、ついに30万件を超えるに至った。内容的にも凶悪犯罪、街頭犯罪、侵入犯罪が増加するなど、都内における治安情勢は憂慮すべき状況となっている。

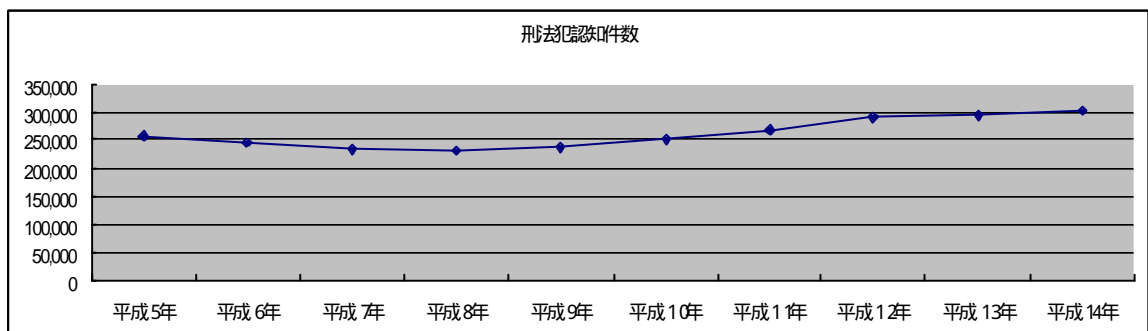
特に、侵入窃盗、ひったくりなど、都民の身近なところで発生する犯罪が増えていることに起因して、都民の不安感が増大し、「体感治安」を低下させている。また、「世田谷一家四人殺人事件」や「東京駅構内コンビニエンス店強盗殺人事件」など、多くの都民を震撼させた凶悪事件も記憶に新しいところである。

1 東京都の犯罪情勢

(1) 全体的傾向

平成14年の東京における犯罪の全体的傾向は、次のとおりである。

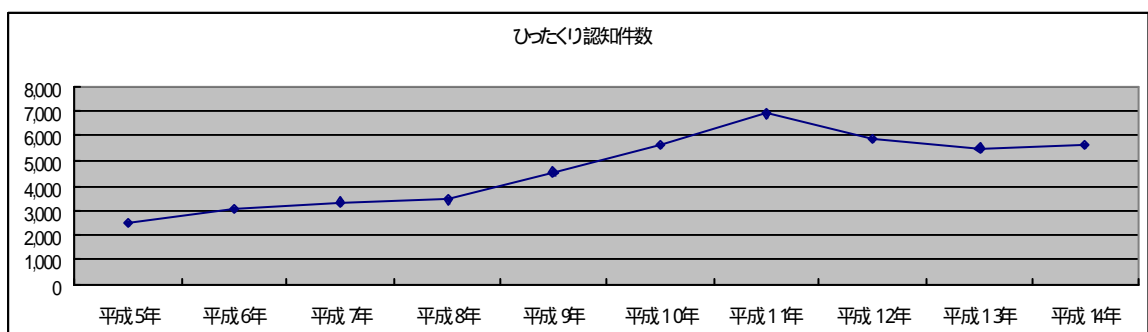
刑法犯認知件数は301,913件で、10年前の約1.2倍になっている。



凶悪犯罪の認知件数は1,647件で、10年前の約1.5倍になっており、手口別では、非侵入強盗が595件、侵入強盗が439件、強姦が273件、放火が215件となっている。

(2) 街頭犯罪についての傾向

ひったくりの認知件数は5,607件で、10年前の約1.8倍になっており、約98%が道路上で発生している。また、夜間帯の発生は、昼間帯の約2倍となっている。



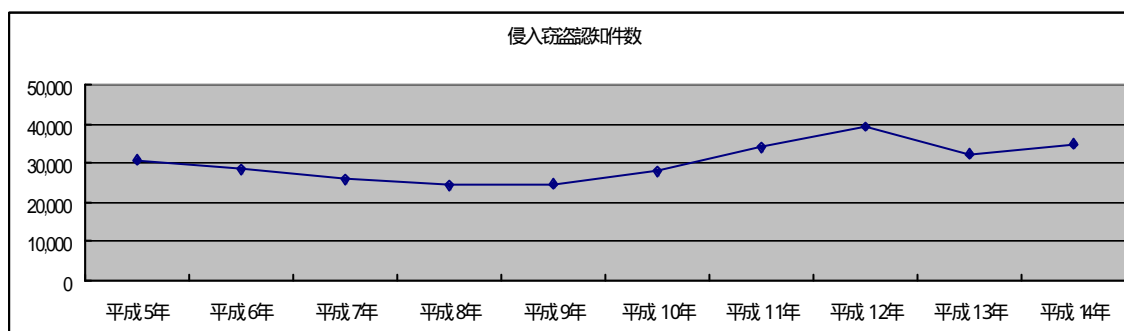
非侵入強盗の認知件数は595件で、10年前の約1.7倍になっている。このうち、路上強盗が311件（約52%）で最も多く、10年前の約1.9倍になっている。

車上ねらいの認知件数は28,507件で、10年前の約1.3倍になっている。このうち、約62%が駐車場で発生しており、その件数は、10年前の約2倍になっている。平成9年までは、道路上での発生が上回っていたが、同10年以降は駐車場で発生が増加するとともに、施錠してある自動車からの盗難が大幅に増加している。

自動車盗の認知件数は2,333件で、10年前に比べてわずかに増えている。駐車場からの盗難が多く、約64%を占めており、その件数は、10年前の約1.5倍になっている。

(3) 侵入犯罪についての傾向

侵入窃盗の認知件数は35,160件で、10年前の約1.1倍であるが、空き巣の認知件数を見ると21,123件で、10年前の約1.5倍になっている。



なお、侵入窃盗の検挙率は44.5%で、平成11年（53.9%）から低下傾向にあり、犯罪の検挙が発生に追いつかない状況が窺える。

ピッキングによる被害は、平成9年から目立ち始め、同12年の11,089件をピークに減少傾向にあるが、代わって「サムターン回し」と呼ばれる新たな侵入手口が出現するなど、犯罪者は防犯上の弱点について、新たな手口を繰り出している。

侵入強盗の認知件数は439件で、10年前の約1.8倍になっており、「上がり込み」が全体の約56%を占めている。

金融機関、深夜スーパーマーケットを狙った強盗は77件（金融機関13件、深夜スーパーマーケット64件）発生しており、10年前の約1.6倍になっている。

(4) 被害者類型から見た傾向

性犯罪では、女性が被害者となることが圧倒的に多い。性犯罪の発生状況を見ると、強姦の認知件数は273件で、10年前の約1.6倍になっており、約63%が共同住宅で発生している。強制わいせつは1,001件で、10年前の約

1.9倍になっており、屋内での強制わいせつの約81%が共同住宅で発生している。

高齢者を被害者とする凶悪犯罪の認知件数は185件で、10年前の約2.3倍になっている。そのうち、強盗が103件(約56%)で最も多い。粗暴犯罪の認知件数は394件で、10年前の約3.5倍になっている。そのうち、傷害が153件(約39%)、次いで恐喝130件(約33%)となっている。

少年を被害者とする凶悪犯罪の認知件数は196件で、10年前の約1.2倍になっている。そのうち、強盗が112件(約57%)、次いで強姦が78件(約40%)となっている。粗暴犯罪(暴行、傷害、恐喝)の認知件数は1,595件で、10年前に比べ約4%減少しているが、強制わいせつ事犯の認知件数は583件で、10年前の約2倍になっている。

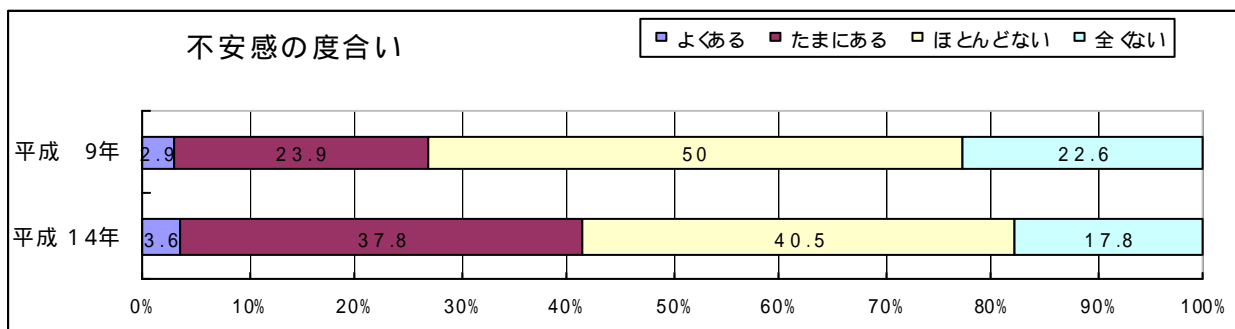
(5) その他

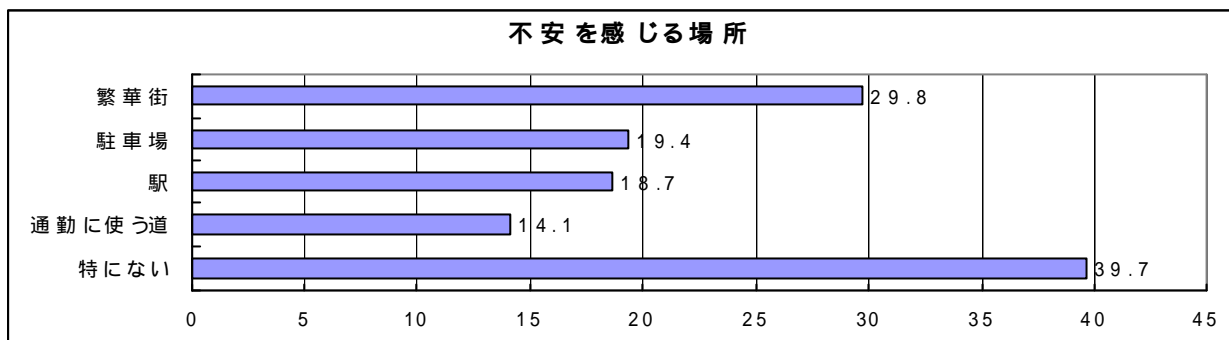
経済的被害については、平成14年の侵入窃盗による被害総額は約159億円、強盗は約9億円、ひったくりは約4億5千万円、車上ねらいは約21億円、自動車窃盗は約42億5千万円で、平成13年に比べ減少したものの、依然として大きな経済的被害となっている。

2 不安感の増大

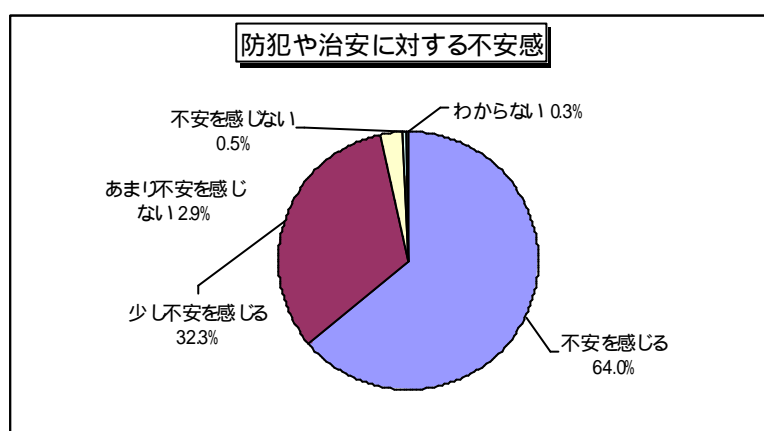
平成14年3月に(財)社会安全研究財団が実施した、「犯罪に対する不安感等に関する世論調査」の結果によると、犯罪被害に遭いそうな不安を感じるかどうかについて、「不安を感じる」と答えた人は約41.4%で、5年前(約26.8%)に比べて約15%増加しており、「不安を感じる犯罪」については、空き巣の割合が最も高く、次に通り魔的犯罪、すり・ひったくり、車上ねらい、自転車窃盗の順で、人々は、身近なところで発生する犯罪に不安を感じていることが分かる。また、地域別に見ると、「不安を感じる」と答えた人の割合は、東京が53.5%で最も高く、東京の犯罪情勢の悪化を肌で感じていることが窺える。

不安を感じる場所としては、「繁華街」と答えた人が29.8%で最も多く、次いで「駐車場」(19.4%)、「駅」(18.7%)、「通勤に使う道」(14.1%)の順で、「特に不安を感じる場所はない」と答えた人は39.7%となっている。





また、東京都が平成13年12月に実施した都政モニターアンケートによると、「不安を感じる」と答えた人は64%、「少し不安を感じる」と答えた人は32.3%で、ほとんどの人が治安面で何らかの不安を感じていることが分かる。



第2 犯罪多発の背景にあるもの

なぜ犯罪が発生するのか、多発するに至ったのかについては、様々な要因があり、一概に論ずることは困難であるが、昨今における犯罪多発の背景にあるものとして、次のことが考えられる。なお、近年の高度技術社会の著しい進展に呼応して、我が国の首都東京では、あらゆる都市機能が集中して、都市化や国際化が加速してきており、東京ではこれら犯罪多発の背景にあるものとして指摘される事項は、より深刻であると言える。

1 地域社会の一体感・連帯意識の希薄化

交通機関の発達による社会のスピード化、高層マンション等の増加に見られるような住宅構造の変化や、人々の生活様式の多様化などにより、近隣と接触する機会が減少し、周囲に対し無関心になってきていることなどから、地域社会の一体感・連帯意識が希薄になり、従来有していた地域社会における犯罪抑止機能が低下していると考えられる。

2 遵法意識・遵法精神の低下

公共の場所での振る舞いをわきまえない、人の迷惑を考えないなど、社会における基本的なルールを守らない風潮が強くなっており、このような遵法意識・遵法精神の低下が、犯罪増加の一因になっていると思われる。これは、家庭において、子どもに対するしつけが十分にできていないことが影響していると言える。

3 ライフスタイルの変化に伴う自己中心主義の風潮

日本人のライフスタイルやものの考え方が変化してきていることに伴い、自己中心主義の風潮が広がりつつあり、個性的に生きることと自分勝手に生きることを取り違えている人が増え、地域社会に対する帰属意識を低下させている。そこには、情報化社会の発達に伴い、他人と接触しなくても様々な情報や知識が獲得できるようになったという社会的背景がある。

4 犯罪の実行を容易にする社会環境の出現

インターネットの発達や携帯電話の普及に象徴されるように、社会生活における利便性が著しく向上してきた反面、犯罪の用具や犯罪を実行するための情報を簡単に入手できることはもとより、我々が現代社会で享受している利便さを生み出している情報システムそのものが犯罪に悪用されており、このような社会環境の出現が犯罪多発の背景にあると考えられる。

5 少年非行の深刻化

少年非行は深刻化の度合いを強め、少年による犯罪は依然として多発している。この原因として、家庭、学校、地域社会の少年に対する教育力の低下、犯罪抑止力の低下などのほか、そもそも範となるべき大人の社会で自己啓発力がなくなっていることが挙げられる。また、少年犯罪は、路上犯罪増加の原因とも言われている。

6 来日不良外国人の暗躍

ピッキング用具使用による侵入窃盗や薬物犯罪に象徴されるように、都内では来日不良外国人による犯罪が急速な伸び率で増加している。これには、外国に比べ日本の刑罰が軽く、刑罰効果が薄いことも影響している。また、ピッキング用具使用による侵入窃盗や侵入強盗に見られるように、日本の家屋構造について、これまで防災面や耐震面は重要視されてきたが、防犯面にはさほど関心が払われてこなかったため、侵入犯罪に対して脆弱であることをつかれることとなっている。

7 長引く不況による経済情勢の悪化

経済情勢の悪化に伴う失業者の増加、雇用に対する不安、生活の困窮なども犯罪が増加している背景事情になっていると思われる。

第3 これまでの取組と今後の課題

警察は、これまで、犯罪情勢の変化に応じて、組織改正、科学捜査の充実、効率的

な人員配置など、様々な対策を講じて対応してきたが、捜査をめぐる環境の悪化（住民の協力が得られにくくなっていること、大量生産品の流通のため、物的捜査が難しくなっていること、大都市特有の匿名性の増大など）に加えて、近年の犯罪の急激な増加に伴い、検挙が発生に追いつかない状況に陥りつつあり、これに応じて検挙率も低下傾向にある。

防犯対策としては、

地域安全運動などの各種キャンペーン

地域安全ニュースやチラシの配布、防犯講話などによる広報、啓発活動

地域住民との合同パトロール

各種業界団体への働きかけ

少年補導や少年に対するひと声運動の推進

少年の社会参加活動の推進

など、各種施策を実施してきたところである。しかしながら、これらの防犯対策を通じて十分な効果が得られているとは言い難く、また、住民の協力姿勢も積極性に欠ける面があったことは否めない。

東京都（知事部局）においても

「共同住宅の防犯上の留意事項」（国土交通省策定）の普及

警察との協力による少年の非行防止活動（少年サポートチームによる活動）

小中学校等を対象にした非常通報装置の設置（平成13年度、都内約5,400箇所に設置）

パンフレット「安全である学校が安全であるために」の作成、配付

など、児童、生徒の安全確保なども含めた、安全なまちづくりのための様々な取組を行っている。

しかしながら、警視庁も含めた都全体で取り組む視点に欠けており、都民が犯罪に遭うことなく、安全に暮らせることを目標とする総合的な施策が取られてきたわけではない。

また、都民に目を向けると、地域におけるボランティアが中心となって、防犯活動や少年補導活動などを行っているが、その数は限られており、すべての都民が防犯に関する意識を共有しているとは言い難く、むしろ多くの都民が「犯罪の防止は、警察や一部のボランティアに任せておけばよい。」といった意識を持っていることは否めない。これからは、都民一人ひとりが治安の問題を「人任せ」にすることなく、自分の問題であると捉え、さらには「地域の安全は自分たちで守る。」という意識を持って、そのためには何ができるかを考え、実行していくことが求められている。

他方、行政においても、犯罪の問題はおよそ警察の問題であるとして、行政機関相互において十分な連携が図られてこなかったと言わざるを得ない。東京の治安の回復は、もはや都政の根幹をなすものであり、人間が安全で安心して暮らせることが基本

的財産であり、人間の生存の基本的原点であるという意識にたち、東京都全体で取り組んでいく必要がある。なお、警察においても、ともすれば「検挙」一辺倒の姿勢を改め、都民の身近で発生する犯罪を主たる対象として「防犯と検挙」の両方の視点から犯罪対策に臨むように意識を変える必要がある。

警視庁では、昨年末に「街頭・侵入犯罪抑止総合対策推進本部」を設置するなど、街頭犯罪及び侵入犯罪の発生そのものを抑止するため、防犯と検挙の両面から諸対策を有効に実施する総合対策に取り組もうとしており、今後の成果が待たれるところである。

第4 安全・安心まちづくりによる犯罪に強い都市東京の実現

1 基本的方向性 = 安全・安心まちづくりの推進

東京における犯罪情勢が憂慮すべき事態であることは、先に述べたとおりである。

警察による検挙活動やパトロール等の街頭活動にも限界があり、東京の治安を回復するためには、警察の力だけに期待することは難しい現状にある。また、第2で見たように、犯罪多発の背景となるものには、容易に取り除くことができないものや、一律に難すべきものでないものもある。

このようなことを踏まえ、次の3点を基本的方向として必要な事項を推進していくことが重要である。

(1) 住民による自主的な防犯活動の促進

都民一人ひとりが、生活安全教育、被害防止教育を通じて、現在の治安情勢を直視し、自分が犯罪被害に遭うリスクを低減させるために自己の行動に気を付けたり防犯機器を活用したりするなど、自衛的な防犯行動をとること。

「自分たちのまち自分たちで守る」という意識の下、それぞれ自分には何ができるかを考え、実行することにより、犯罪に強いコミュニティの実現を図ること。

(2) 犯罪の機会を減らす都市環境づくりの推進

犯罪者にとって、犯罪を行いつらくさせる（犯罪の機会を減らすため）都市環境づくりを推進すること。

(3) 都民と行政のパートナーシップの確立

都、区市町村、事業者、ボランティアその他すべての都民が一体となって、これらの取組に参画すること。

2 取り組むべき事項

(1) 住民による自主的な防犯活動の促進

学校教育、社会教育、生涯教育など、様々な学習の機会を捉えて、都民一人ひとりの防犯意識を向上させ、自衛的な防犯行動をとってもらうとともに、「自分たち

のまちは自分たちで守る」という意識を醸成することが必要である。それにより、個々の都民が犯罪被害に遭う危険を減らし、また、コミュニティを再生・強化し、地域社会の犯罪抑止機能である「コミュニティの目」を作ることができる。

生活安全教育、被害防止教育の導入

年齢に合った範囲で防犯教育、自己防衛教育を行い、そこで学んだことを自分だけでなく友人、家庭、地域へと広げることにより、コミュニティ全体の犯罪被害防止を図ることにつながる。

自衛的な防犯行動

都民一人ひとりが、自分が犯罪に遭うかもしれない可能性を考え、夜間暗い道での一人歩きを避ける、施錠を励行するといった日常生活上の配慮を行い、多少の出費は伴うが、ピッキングやサムターン回しに対抗できる施錠設備を整えるなどの自衛的な防犯行動をとることが大切である。

ボランティアの拡充

地域に役立ちたいと思っている高齢者や若者は増える傾向にあると思われ、このような人たちにボランティア活動に参加してもらう機会を提供するための受け皿をつくることにより、防犯ボランティア活動等への参加を促すことができる。

また、防犯活動を推進するにあたり、専門的な知識が必要な場合等においては、NPOにも積極的な参加を求めていくことも大切である。

さらに、地域における強力なリーダーを養成するために、リーダー養成講座等を開催することも有効である。また、地域で成功しているリーダー等の情報交換の場を設け、他の地域にも普及させていくシステムの構築も考えるべきである。

犯罪情報の発信

警察から具体的な犯罪の情報等を積極的に発信することにより、都民一人ひとりが地域の現状を正しく認識することができ、これが自主的な防犯活動の促進につながる。警察はより一層の犯罪情報の発信に努めるべきであり、そのための手段として、IT等を積極的に活用すべきである。

学校等を拠点とした活動

自主的な防犯活動を促進するためには、地域の核である学校等を拠点とすることも考慮すべきである。教育・防犯・補導とは密接な関係があり、相互に連携することが重要であり、少年の非行防止にも有効である。

きめ細かな非行少年対策

アメリカやヨーロッパなどでは、被害の治療・回復の分野で、被害者が加害者と直接に話し合い、被害者の苦悩やダメージを加害少年に自覚させ、被害者に真の癒しをもたらすとともに、加害少年に真の反省をもたらすための「修復的司法」が提唱されており、法制化されているところもある。

これまでの非行少年に対する取組に加えて、非行少年に自分が行った行為の重

大性を自覚させるための取組や、必要に応じて保護者に対して子育ての指導や支援を行う仕組みを作ることが望まれる。

(2) 犯罪の機会を減らす都市環境づくりの推進

欧米では、近年、犯罪の機会に注目したアプローチを行い、犯罪の機会を低減させることが重要だという認識に立った施策が行われているところであり、我が国でも積極的に推進すべきである。

都市計画段階からの配慮

都市における全体のバランスを考えた防犯性の向上を図るため、都市計画の段階で専門家を参画させ、積極的に犯罪予防の観点を取り入れた総合的な計画を策定する必要がある。また、犯罪者を寄せ付けないような都市の整備や再開発など、都市計画を通して地域全体を改善することが重要である。

住宅の防犯性の向上

マンション等の共同住宅、一戸建て住宅の防犯性について、犯罪被害に遭いにくい構造、設備を有するよう配慮する必要がある。とりわけ、共同住宅の防犯性については、入居者自身が建設完了後に対策を講じることは困難であるので、建設予定段階から防犯性の向上が達成できるような方策を取ることが重要である。

また、防犯優良マンション制度、防犯診断アドバイザー制度を導入するなど、防犯性に優れた住宅の普及を促進するシステムの構築を考えるべきである。

道路、公園、駐車場等における防犯性の向上

昨今都民が治安について不安を抱く理由として、道路、公園、駐車場、駐輪場等都民の生活に不可欠な場所や憩いの場所における犯罪が多発していることも挙げられることから、これらの場所においても、犯罪被害に遭いにくい構造を確保したり、設備を備えたりするよう配慮する必要がある。

また、駐車場において、車上ねらいや自動車盗が多発していることに鑑み、防犯優良駐車場制度を導入するなど、防犯性に優れた駐車場の普及を促進するシステムの構築を考えるべきである。

金融機関、深夜スーパーマーケットの防犯性の向上

金融機関や深夜スーパーマーケットは依然として狙われやすく、ATM設置無人店舗等における重機使用の窃盗事件など、従来では考えられない手口の犯罪も発生している。事業者は、犯罪被害に遭いにくい構造、設備を有する店舗等の普及に努めるべきである。

学校等の安全確保

大阪教育大学附属池田小学校多数児童殺傷事件を契機に、児童等の安全確保に関する取組が全国で行われ、東京都においても、小、中学校を対象とした非常通報装置の設置などが行われているところである。また、学校内だけではなく、通学路や付近の公園においても児童等の安全が図られることも大切である。

学校等における児童等の安全の確保は、学校のみならず、警察、保護者、地域住民が連携し、協力しながら推進していくことが必要である。

繁華街対策の充実

首都東京は、日本でも有数の繁華街をいくつも有しているが、近年の治安の悪化に起因して、これら繁華街を安心して歩くことができないとの声が高まっている。昨年、警視庁が新宿歌舞伎町に街頭防犯カメラを設置したところ、路上犯罪が約15%減少したという結果が報告されている。このような好事例を参考にし、繁華街における諸対策を重点的に進めるべきである。

(3) 都民と行政のパートナーシップの確立

推進体制の整備

総合的な施策を推進するには、もとより東京都の関係部局が連携して取り組むことが重要である。さらに、その一層の浸透を図るためには、都民や他の関係機関との連携が不可欠であり、そのための場として

東京都レベルでの推進協議会

地域レベル（例えば警察署単位）での推進協議会

などを設置することが有効である。

また、住民等が自主的に行う防犯活動等を更に発展させるためには、警察、消防、区市町村など、それぞれの行政主体が連携、協働し、必要な支援を効果的に行う必要がある。そのためには、都における窓口の一本化と行政間のネットワークの構築が必要である。

情報の共有

パートナーシップを確立するためには、それぞれが持つ情報を積極的に提供し合って、共通の認識を持たなければならない。

情報の共有化に際しては、既存のネットワークにも十分機能するものもあるので、これを活性化することが有効である。

必要な支援等

行政機関は、それぞれの所管業務において、住民等が自主的に行う防犯活動に対して、積極的に支援を行う必要がある。また、東京都は、区市町村に対しては、コミュニティ形成における区市町村の役割の重要性に鑑み、協力・協働関係に立ちつつ、必要に応じて助言、支援を行っていくことが望まれる。

なお、区市町村においても安全・安心まちづくりへの関心が高まり、独自の取組が進められていることから、東京都は、区市町村からの要望等を積極的に把握するよう努めるべきである。

安全・安心まちづくりアドバイザー制度の導入

都民等による自主的な防犯活動等に関するアドバイスを行うとともに、都民やボランティアと行政のパイプ役として活動したり、行政機関の実施する施策を調

整したりする安全・安心まちづくりアドバイザー制度の導入を検討すべきである。さらに、安全・安心まちづくりアドバイザーを養成するための研修、発展させるためのシステムの整備が望まれる。

マネージメント・サイクルの確立

地域住民が、自らのコミュニティの安全・安心まちづくりの全体像を把握できるようにし、効果的な活動が行われることを確保するため、地域住民や専門家を交えて安全・安心まちづくり計画を立案し、計画に従って実施し、実施結果を検証する仕組みを確立すべきである。

3 留意すべき視点

隣接県との協力

犯罪は、防犯性の高いところから低いところへ移動する傾向がある。安全・安心まちづくりを東京都だけで進めていくと、隣接県に犯罪を「押し出す」だけの結果を招来しかねないので、隣接県に対し共同歩調をとるよう働きかけるなど、首都圏における東京都の役割を認識する必要がある。

都民の不安感への対処

犯罪の発生を減少させていくことは重要であるが、都民の持つ不安感に着目することも大切である。なぜなら、現実には犯罪の発生が僅かであっても、地域の住民が大きな不安感を抱いていると、社会活動が衰退したり、経済活動が衰弱したりすることがあるからである。このため、警察署が中心となって、地域住民の持つ不安感の把握に努め、地域住民と自治体（警察署を含む）が一体となって、その解消に向けた方策を検討していくことも大切である。

ハード・ソフト両面を備えた施策

イギリスでは、非行防止のために、青少年にスポーツ等をさせる場所として「ユース・シェルター」と呼ばれる施設があり、施設の設置にあたっては、青少年用のバスケットコートと幼児用公園を隣接させ、不審者が幼児に近づきにくくするなど、自然な雰囲気での防犯環境設計にも配慮がなされている。このように、ハード・ソフト両面において工夫を凝らした事例もあり、参考にすべきである。

第5 犯罪に立ち向かう都市東京

現在、法律により多くの行為が罰則により担保されて規制されているが、中には、都民を重大な犯罪から守るため、あるいは都民の不安を取り除くために必要があるにもかかわらず、十分に対処できないと思われるものがある。例えば、鉄パイプ等の携帯規制とピッキング用具の携帯規制である。

鉄パイプ等の携帯禁止

暴走族や路上強盗を行おうとする者等が公然と鉄パイプ等を携帯して走行したり、うろついたりする行為は、人の生命を害し、又は人の身体に重大な危害を加えるのに使用されるおそれがあるにもかかわらず、現行法では、刑法に抵触する以外、軽犯罪法において「隠して携帯」する行為のみしか規制されていない。（軽犯罪法第1条拘留又は科料）

現に、鉄パイプや金属バットなどを使用した路上強盗（いわゆる「おやじ狩り」）や暴走族、暴力団の抗争事件等の凶悪事件も発生しているところである。

ピッキング用具の携帯禁止

近年ピッキング用具使用による侵入窃盗は、大きな社会問題となっている。ピッキング用具は、錠前を不当に開錠し、住宅等への侵入を目的とする器具でありながら、正当な理由のない携帯については、やはり軽犯罪法において規制されているにすぎない。

このうち、ピッキング用具の携帯禁止については、近く国において法制化される予定であるので、国の政策に期待することとするが、鉄パイプ等の携帯禁止については、東京都において効果のある規制が可能であるかどうかを含めて、規制の在り方について検討されるよう問題提起しておきたい。これは、東京が犯罪に立ち向かう強い姿勢を示し、東京を起点とする治安回復策の一つとなろう。

第6 安全・安心まちづくりの条例の制定

1 東京都における条例の必要性

現在の都内の犯罪の増加や「体感治安」の低下等に鑑み、安全・安心まちづくりにおける様々な施策の展開が不可欠であるが、都内全域において継続的かつ効果的に取り組んでいくべき事項については、その礎となるべき条例の制定が必要である。

現在までに、全国の区市町村レベルでは、1,340を超える自治体において、安全・安心まちづくりにおける自治体の責務、地域住民の自主的な防犯活動の促進、防犯に配慮した環境設計などを盛り込んだ「生活安全条例」が制定され、自治体、警察、地域住民が一体となった安全・安心まちづくりが展開されており、都内では、16自治体（12区4市）で制定されるに至っている。

このような動きをはじめ、区市町村レベルでの取組を適切に支援していくためにも、都としての基本方針を示す条例を制定すべきである。

2 条例に盛り込むべき事項

安全で安心して暮らせるまちづくりの実現には、犯罪の発生を抑止する効果を持った条例が必要であり、このため、

都、事業者、都民の責務を明確にすること
住民の自主的な防犯活動の推進が図られること
都民と行政のパートナーシップによる安全・安心まちづくりの推進体制が整備されること
住宅の防犯性の向上が図られること
道路、公園等の防犯性の向上が図られること
金融機関、深夜スーパーマーケットの防犯性の向上が図られること
学校等における児童等の安全の確保が図られること
などを盛り込んだものであることが望ましい。

さらに、鉄パイプ等の携帯規制の在り方を検討すべきと考えるので、警視庁に問題提起しておきたい。

3 その他

条例を制定するに当たっては、

都自らが行うべき事項

都民、事業者が行うべき事項

区市町村が行うべき事項

があるので、その区別を考慮しつつ、都民、事業者、区市町村に対して、都が必要により支援を行うことができるようにすべきであろう。

おわりに

東京は、多くの人々の生活の場であり、働く場であるとともに、日本のあらゆる機能が集中している、世界でも有数の大都市である。東京の犯罪情勢が深刻な状況にあることは、極めて憂慮されるべき事態であり、安全で安心して暮らせるまちの実現は、都民すべての願いであるとともに、東京が今後発展していくための基盤でもある。

東京の治安を回復することは、日本全体で良好な治安を取り戻すことにつながるといえる。この提言を実行に移すことにより、まずは、東京を起点として日本の「安全神話」の建て直しが始まることを願うものである。